

県民アンケート(平成 15 年度実施)

[循環型社会の形成に関するアンケート調査結果]

〔 実施時期：平成 15 年 9 月 調査対象：県政モニター150 名 回収率：94% 〕
〔 国の数値は、「循環型社会の形成に関する世論調査」(平成 13 年 7 月実施)の結果 〕

ごみ問題に対する一般的な意識

問 1 あなたは、ごみ問題にどの程度関心がありますか。この中から一つだけお答えください。

	県	国
1 非常に関心がある	(34.3)	31.8
2 ある程度関心がある	(59.3)	58.0
3 あまり関心がない	(6.4)	8.5
4 まったく関心がない	(0.0)	1.4
5 わからない	(0.0)	0.2

問 2 あなたは、ごみ問題について、どのようなことを知っていますか。この中から知っていることをすべてあげてください。

	県	国
1 ごみの発生量が増え続けている	(90.7)	80.9
2 ごみの最終処分場の容量が残り少なくなっている	(71.4)	56.6
3 ごみ処理施設(焼却施設等)やごみの最終処分場(埋立施設)の計画や建設で地域間の対立や紛争が起きている	(65.0)	52.1
4 使い捨て型と言われる私たちの社会において、天然資源が大量に消費され、自然環境が損なわれている	(79.3)	61.1
5 不適正なごみ処理に伴い、ダイオキシン等の有害物質が発生している	(85.0)	73.2
6 野山や河原等への不法投棄が大きな社会問題となっている	(92.9)	70.1
7 私有地に廃タイヤやパチンコ台などが、将来リサイクルするとの名目で放置されている	(44.3)	38.1
8 ごみのリサイクル率が低迷している	(35.0)	30.9
9 その他()	(7.9)	0.3
10 特に知っているものはない	(0.7)	1.3
11 わからない	(0.0)	0.8

問 3 あなたは、ごみ問題の原因は何だと思えますか。この中からいくつでもあげてください。

注) リユース〔再使用〕: 使い終わったものをそのまま製品又は部品として使用すること

リサイクル〔再生利用〕: 使い終わったものを原材料として利用すること

県 国

- 1 大量生産、大量消費、大量廃棄といった私たちの生活様式(87.1) 70.5
- 2 ものをリユースしたり、リサイクルしたりするための取組みが不十分
(62.9) 46.9
- 3 ごみ処理施設や最終処分場の整備が不十分 (37.9) 36.1
- 4 不法投棄に対する規制や取組みが不十分 (65.0) 46.2
- 5 ごみやその処理方法について、ごみを排出した人や企業の関心が低く、
ごみの排出者としての責任の認識が浅い (65.0) 47.0
- 6 ものを製造したり販売したりする企業が、使用済みの製品を回収する
など、企業の責任や努力が果たされていない (57.1) 45.0
- 7 使い捨て製品が身の回りに多すぎる (85.7) 65.1
- 8 その他 () (3.6) 0.5
- 9 わからない (0.7) 1.3

問4 我が国では、ごみの最終処分場（埋立施設）の残余年数がひっ迫しており、平成12年度末時点で一般廃棄物で約12年、産業廃棄物で約4年分の残余年数しかないと言われていています。このような現状に対し、国や地方公共団体は今後どのような対応を行う必要があると思いますか。もっとも重点的に行うべきと考えるものを、この中から一つだけお答えください。

県 国

- 1 リサイクルや焼却をする前にまず、ごみの排出を減らすことに取り組むべきだ
(54.3) 49.1
- 2 ごみや不要品を、リユース・リサイクルすることに取り組むべきだ
(30.7) 33.9
- 3 ごみを処分するための焼却施設や最終処分場の整備に努めるべきだ
(12.1) 13.3
- 4 その他 () (2.1) 0.3
- 5 わからない (0.7) 3.5

問5 仮に、御自分の近所に廃棄物・リサイクル施設の建設が予定された場合、民間事業者や行政に対して説明を求めたいことを、この中からいくつでもあげてください。

県 国

- 1 施設の必要性 (36.4) 35.0
- 2 場所の選定の理由 (60.0) 46.3
- 3 施設の安全性・技術レベル (89.3) 65.2
- 4 施設設置後の監視体制 (63.6) 42.8
- 5 計画策定手続きの透明性 (34.3) 22.7
- 6 安全性や管理方法などの各種情報の適切な公開 (84.3) 55.4
- 7 住民の意思の計画への反映 (47.9) 33.7
- 8 廃棄物・リサイクル行政の将来展望 (37.1) 31.8

9	計画や建設の中断や中止、変更の可能性	(27.1)	23.6
10	その他()	(2.1)	0.2
11	特にない	(0.0)	3.3
12	わからない	(0.7)	4.2

問6 あなたは、日頃の暮らしの中で、ごみとどのように関わっていますか。
この中であなたが行っていることに近いものを一つだけお答えください。

県 国

1	ごみのことは考えず、多くのものを買い、多くのものを捨てている	(2.1)	4.5
2	ごみの問題は深刻だと思いながらも、多くのものを買い、多くのものを捨てている	(27.1)	23.0
3	多少意識して、ごみを少なくする配慮やリユース・リサイクルを心がけている	(52.1)	56.7
4	いつもごみを少なくする工夫とリユース・リサイクルを実行している	(17.9)	14.4
5	わからない	(0.7)	1.4

問7 あなたは日頃、ごみを少なくするために心がけていることはありますか。
あなたが心がけていることを、この中からいくつでもあげてください。

県 国

1	買い物袋を持参したりして、レジ袋をもらわないようにしている	(30.0)	28.6
2	簡易包装を店に求めている	(31.4)	
3	量り売りやバラ売りを利用するようにしている	(12.1)	-
4	使い捨て製品を買わない	(24.3)	22.7
5	すぐに流行遅れとなったり飽きたりしそうな不要なものは買わない	(42.9)	36.6
6	詰め替え製品をよく使う	(62.9)	47.0
7	レンタル品をよく使う	(10.7)	4.9
8	友人や知人と、不要品を融通しあう	(21.4)	12.3
9	壊れにくく、長持ちする製品を選ぶ	(37.9)	34.1
10	壊れたものでも修理したり、部品を交換したりして、できるだけ長く使う	(47.1)	29.4
11	買いすぎ、作りすぎをせず、残り物も上手に使い切って、生ごみを少なくするなどの料理方法(エコクッキング)を心がけている	(35.7)	31.6
12	生ごみを堆肥にしている	(37.9)	27.7
13	スーパーなどの店頭回収に、使用済みトレイなどを持って行っている	(37.9)	-
14	学校や町内会などの集団資源回収を利用している	(42.1)	-
15	その他()	(4.3)	0.7

16 特にしていない	(2.1)	6.9
17 わからない	(1.4)	0.4

問8 あなたは日頃、ごみや一度使ったものが、リユース・リサイクルされやすいように心がけていることはありますか。あなたが心がけていることがあれば、この中からいくつでもあげてください。

県 国

1 家庭で出たごみはきちんと分けて、分別して定められた場所に出している	(90.7)	82.1
2 リサイクルしやすいように、資源ごみとして出す缶やびんなどは洗っている	(70.7)	57.2
3 不要品を、中古品を扱う店やバザー、フリーマーケットで売っている	(20.0)	10.3
4 中古品を利用している	(26.4)	11.4
5 びん牛乳やびんビールなど再使用可能な容器を使った製品を買う	(17.9)	17.7
6 古着を雑巾とするなど、不要になったものでも他の目的で使用する	(52.1)	40.1
7 再生原料で作られたリサイクル製品を積極的に購入している	(25.0)	16.8
8 その他()	(0.7)	0.2
9 特にしていない	(2.1)	6.5
10 わからない	(0.0)	0.4

問9 あなたのお住まいの市町村の、ごみの分別収集の種類や方法について、あなたの考えに近いものを、この中からいくつでもお答えください。

1 もっと分別数を増やしてリサイクルを進めるべきだと思う	(32.9)
2 分別数が多くて手間ひまがかかるので、もっと分別数を少なくしてほしい	(5.0)
3 現状のままでよい	(32.1)
4 どう分別したらよいのかわからないものがあるので、分別の手引きのようなものを各家庭に配布してほしい	(23.6)
5 分別の種類を、県内の市町村で統一してほしい	(47.1)
6 資源ごみがどのようにリサイクルされているのかを、もっと周知してほしい	(41.4)
7 資源ごみを出す場所が、もっと近ければ助かる	(10.7)
8 資源ごみの回収日が、もっと多ければよい	(30.0)
9 その他()	(5.0)
10 わからない	(0.7)

循環型社会の形成のための施策に対する意識

問 10 平成 12 年 6 月、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会を見直して、天然資源の消費を抑制し、ごみを減らしリユースやリサイクルをすることで環境への負荷（悪影響）が低減されるような循環型社会の形成に取り組むための法律、「循環型社会形成推進基本法」（以下、「循環型社会基本法」と言います。）が公布・施行されました。平成 12 年以降、循環型社会基本法の他にも、多くの廃棄物・リサイクル関係の法律が整備されました。次の法律のうち、あなたが知っている法律をすべてあげてください。

県 国

- | | | |
|---|--------|------|
| 1 循環型社会基本法（循環型社会形成推進基本法） | (19.3) | 11.0 |
| 2 廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律） | (55.0) | 44.0 |
| 3 資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律） | (17.1) | 13.2 |
| 4 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律） | (43.6) | 35.0 |
| 5 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法） | (85.0) | 85.2 |
| 6 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律） | (20.7) | 13.3 |
| 7 食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律） | (10.7) | 13.9 |
| 8 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律） | (15.7) | - |
| 9 グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進に関する法律） | (10.0) | 7.9 |
| 10 知らない | (4.3) | 7.3 |
| 11 わからない | (2.1) | 2.9 |

問 11 大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から脱却し、循環型社会を形成する施策を進めていくことについて、あなたはどのように思いますか。あなたの考えに近いものを、この中から一つだけお答えください。

県 国

- | | | |
|---|--------|------|
| 1 現在の生活水準（物質的な豊かさや便利さ）を落とすことであり、受け入れられない | (0.0) | 2.5 |
| 2 現在の生活水準を落とさず、大量生産、大量消費は維持しながら、廃棄物のリユースやリサイクルを積極的に進めればよい | (7.9) | 24.6 |
| 3 廃棄物の処理場や天然資源がなくなってくるのであれば、循環型社会への移行はやむを得ない | (24.3) | 20.3 |
| 4 現在の生活水準が多少落ちることになっても、循環型社会に移行すべきだ | (32.9) | 19.3 |

- | | | | |
|---|---|--------|------|
| 5 | 現在の「もの」の所有や消費を重視した価値観は変わりつつあり、生活水準が落ちることにはつながらないため、循環型社会に移行すべきだ | (27.1) | 13.3 |
| 6 | 循環型社会とは、どのような社会かわからない | (2.9) | 9.7 |
| 7 | その他() | (0.7) | 0.0 |
| 8 | わからない | (4.3) | 10.3 |

問 12 循環型社会基本法では、製品を生産・販売した事業者に対して一定の責任を定めていますが、あなたは循環型社会の形成に最も有効だと考えられるのはどんなことだと思いますか。この中からいくつでもあげてください。

県 国

- | | | | |
|---|--|--------|------|
| 1 | 製品の耐久性の向上、修理体制を充実するなどして、廃棄物等の発生を抑制する | (65.0) | 34.6 |
| 2 | 消費者が分別しやすいように、製品の素材は何かをはっきり表示するなど識別しやすいようにする | (49.3) | 42.8 |
| 3 | 製品を生産した事業者に、その製品が消費された後、事業者自らが引き取ることを義務づけ、リユースやリサイクルをさせる | (62.9) | 58.3 |
| 4 | ごみなどから再生された原料を積極的に製品に利用する | (47.9) | 30.5 |
| 5 | その他() | (1.4) | 0.1 |
| 6 | わからない | (2.9) | 7.1 |

問 13 現在、例えば家電リサイクル法ではテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の4品目のリサイクルが義務付けられていますが、今後、どのような製品について引き取り・リサイクルを義務付ける必要があると思いますか。あなたが必要だと思うものを、この中からいくつでもあげてください。

県 国

- | | | | |
|----|---|--------|------|
| 1 | 家電製品(既にリサイクルされているテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機以外のもの) | (54.3) | 48.3 |
| 2 | 家具等の耐久消費材 | (36.4) | 31.0 |
| 3 | ストーブ等(ガス・石油機器) | (45.0) | 35.6 |
| 4 | 自動車(タイヤを含む) | (68.6) | 65.1 |
| 5 | バイク(自動二輪車) | (50.7) | 50.4 |
| 6 | 自転車 | (50.0) | |
| 7 | プレジャーボート | (26.4) | - |
| 8 | プラスチック製品 | (32.9) | 31.1 |
| 9 | 蛍光管 | (21.4) | 20.2 |
| 10 | パソコン | (68.6) | 52.4 |
| 11 | パソコン以外の情報機器(ファクシミリ、電子手帳等) | (35.7) | |
| 12 | 衣料品 | (17.9) | 15.3 |
| 13 | 新聞、雑誌、出版物 | (27.1) | 23.9 |
| 14 | その他() | (5.0) | 0.9 |
| 15 | わからない | (4.3) | 2.7 |

問 14 循環型社会基本法には、国民の責任として、製品の長期間使用や再生品の使用、ごみの排出抑制、分別回収への協力、事業者への引渡しなどが規定されていますが、このようなことを国民の間に定着させるためには、国や地方公共団体、事業者がどのような対策を講ずればよいと思いますか。あなたが必要だと思うものを、この中からいくつでもあげてください。

県 国

- | | | | |
|----|---|--------|------|
| 1 | 子供の頃からごみ問題について環境教育を行い、国民の意識を高める | (89.3) | 69.6 |
| 2 | 成人を対象とした環境学習、広報活動を充実し、国民の意識を高める | (48.6) | 30.0 |
| 3 | ごみを出さないように、ごみの有料化を進める | (17.9) | 19.9 |
| 4 | ごみの排出量の削減やごみの問題解決に必要な財源を確保するなどのため、ごみに関する税金を導入する | (13.6) | 11.6 |
| 5 | 使用済みの容器を販売店に持って行くと預かり金が返却される制度（デポジット制度）などの経済的な手法の活用を徹底させる | (65.0) | 41.2 |
| 6 | 企業の側で、長期間利用が可能となるような製品を開発したり、部品交換や修理を行うための体制の整備等を行う | (57.9) | 38.1 |
| 7 | 製品にリサイクルされた原料が使用されているかどうか、また、リサイクルしやすいかどうかについて、消費者が容易に識別できるよう表示をはっきりさせる | (30.7) | 36.6 |
| 8 | 国や地方公共団体は、ごみを分別し再生利用する仕組みを整備する | (53.6) | 36.6 |
| 9 | リサイクル産業はじめ環境ビジネスの育成を図る | (45.0) | - |
| 10 | その他（ ） | (3.6) | 0.1 |
| 11 | わからない | (0.7) | 5.1 |

問 15 現在、家庭から出るごみの処理費用については、一人当たり年間約 2 万円かかっており、これは地方公共団体の財源から支出されています。このことに対して、ごみの排出量に応じて各家庭がその処理費用の一部または全額を負担する「ごみの有料化」を進めるべきという意見があります。このような意見に対して、あなたはどのように思いますか。この中から一つだけお答えください。

県 国

- | | | | |
|---|--------------------------------------|--------|------|
| 1 | 賛成である（問 15-1 にお答えのうえ、問 16 へ進んでください。） | (12.9) | 12.7 |
| 2 | どちらかという賛成である（問 15-1 にお答えのうえ、問 16 へ） | (27.9) | 30.7 |
| 3 | どちらかという反対である（問 15-2 にお答えのうえ、問 16 へ） | (25.7) | 26.1 |
| 4 | 反対である（問 15-2 にお答えのうえ、問 16 へ） | (15.7) | 18.3 |
| 5 | どちらともいえない（問 16 から再びお答えください。） | (14.3) | 9.7 |

6 わからない (問 16 から再びお答えください。) (3.6) 2.6

<問 15 で、1 または 2 と答えられた方にお伺いします。>

問 15-1 では、あなたがそのようにお考えになるのはどうしてでしょうか。この中からいくつでもお答えください。

- | | 県 | 国 |
|--|--------|------|
| 1 排出者(個人)の責任が明確になる | (50.9) | 51.2 |
| 2 ごみの排出量に応じた費用負担となるため、公平化が図られる | (56.1) | 42.4 |
| 3 支払う料金を少なくするために、分別・リサイクルやごみになるものを購入しないなどの努力が進み、ごみの減量につながる | (68.4) | 62.4 |
| 4 ごみの減量により地方公共団体の処理費用の削減や、必要な事業に対する財源の確保が期待できる | (35.1) | 28.9 |
| 5 サービスの受益者が応分の負担をするのはあたりまえである | (15.8) | 23.1 |
| 6 その他() | (3.5) | 0.3 |
| 7 わからない | (8.8) | 0.4 |

<問 15 で、3 または 4 と答えられた方にお伺いします。>

問 15-2 では、あなたがそのようにお考えになるのはどうしてでしょうか。この中からいくつでもお答えください。

- | | 県 | 国 |
|--|--------|------|
| 1 ごみの不法投棄につながるおそれがある | (81.0) | 58.9 |
| 2 ごみの排出の抑制に効果があるかどうか疑わしい | (34.5) | 22.8 |
| 3 ごみの減量にはリサイクルの徹底や普及啓発など有料化以外の手段が先決である | (51.7) | 29.4 |
| 4 住民がごみを排出するのは事業者の過剰な包装などによるところが大きいことから、事業者に負担を求めるべき | (24.1) | 31.6 |
| 5 もともと地方公共団体の財源で負担しているのだから、住民が処理費用を別に負担する必要はない(税金の二重取りになる) | (37.9) | 34.7 |
| 6 その他() | (12.1) | 0.9 |
| 7 わからない | (0.0) | 1.4 |

問 16 廃棄物のリサイクルを推進するため、予め製品の販売価格にリサイクル費用を上乗せしておくべきとの意見があります。このような意見に対して、あなたはどのように思いますか。この中から一つだけお答えください。

- | | 県 | 国 |
|---------------------------------|--------|------|
| 1 上乗せすべきである | (25.7) | 26.0 |
| 2 上乗せではなく、廃棄時にリサイクル費用を徴収すべきである | (28.6) | 20.7 |
| 3 上乗せではなく、地方公共団体の財源の中から負担すべきである | (5.0) | 12.0 |

4	製品の特性もあるので一概にはいえない	(32.1)	33.8
5	その他()	(2.9)	0.3
6	わからない	(5.7)	7.2

問 17 循環型社会基本法では、民間団体・NGO 等の自発的な活動を促進するため必要な対策をとる旨規定されていますが、あなたがこうした活動に参加するとしたら、具体的にどのような支援が必要だと思いますか。この中からいくつでもあげてください。

		県	国
1	活動に必要な情報の提供	(68.6)	46.0
2	活動に必要な場所や施設の貸与	(49.3)	29.4
3	活動に必要な機材の貸与	(27.9)	18.1
4	同じような活動をしている人たちとのネットワークづくりの支援	(54.3)	32.5
5	活動に対する補助金	(39.3)	30.0
6	その他()	(3.6)	0.2
7	わからない	(11.4)	21.3

問 18 循環型社会の形成に向けて、県民、事業者、行政が今後どのように取り組んでいくのか計画で定める際、あなたはどのようなことを盛り込めばよいと思いますか。この中からいくつでもお答えください。

		県	国
1	計画に実効性を持たせるため、具体的な目標、例えば、「 <u>年後のリサイクル率を××%とする</u> 」など、明確な数値目標を盛り込む	(36.4)	24.2
2	計画には、例えば、県民(消費者)がどのように行動するとごみの発生が抑制されるのかなど、県民、事業者、行政それぞれの主体が担うべき役割を具体的に盛り込む	(75.0)	45.9
3	今後のリサイクル施設や廃棄物処理施設の整備予定や見通しについて盛り込む	(38.6)	29.2
4	民間のリサイクル関連産業の育成について盛り込む	(33.6)	22.9
5	その他()	(2.9)	0.2
6	特にない	(0.0)	5.4
7	わからない	(5.7)	18.6

グリーン購入に対する意識

問 19 あなたは製品等を購入する際、その製品の素材にリサイクルされた原料が用いられていたり、不要になった後リサイクルがしやすいなど、環境にやさしい製品を買うように心がけていますか。この中から一つだけお答えください。

	県	国
1 いつも心がけている	(7.1)	11.6
2 できるだけ心がけている	(35.0)	38.7
3 たまに心がけている	(38.6)	33.0
4 まったく心がけていない	(11.4)	14.0
5 その他()	(0.7)	0.1
6 わからない	(7.1)	2.6

問 20 あなたが環境にやさしい製品等を購入する上で、支障を感じることはありませんか。それともありませんか。この中ではどうでしょう。一つだけお答えください。

	県	国
1 よく行く店に置いていない場合	(5.7)	7.1
2 適切な情報が足りないため、環境にやさしいかどうか判断できない場合	(38.6)	25.9
3 一般の製品より割高な場合	(25.7)	16.5
4 一般の製品と比較して機能面での不安を感じる場合	(9.3)	6.5
5 支障を感じることはない	(12.9)	36.4
6 その他()	(1.4)	0.1
7 わからない	(6.4)	7.6

問 21 環境にやさしい製品が一般の製品と比べて割高な場合、一般の製品より何%高程度までであれば、あなたは環境にやさしい製品を購入すると思いますか。この中から一つだけお答えください。

	県	国
1 5%高程度までなら購入する	(30.0)	38.6
2 10%高程度までなら購入する	(37.9)	25.9
3 20%高程度までなら購入する	(1.4)	4.4
4 30%高程度までなら購入する	(0.7)	0.6
5 40%高程度までなら購入する	(0.0)	0.1
6 40%高以上でも購入する	(0.0)	0.3
7 割高ならば購入しない	(19.3)	21.1
8 その他()	(5.0)	0.8
9 わからない	(5.7)	8.2

問 22 グリーン購入法では、環境にやさしい製品等を選ぶための情報提供の促進が今後の検討課題として位置づけられています。今後、よりよい情報提供を実現していくために、あなたは行政や企業に対して何を要望しますか。この中からいくつでもあげてください。

県 国

- 1 環境にやさしい製品を認定し、一目でわかるマークを表示する制度を一層発展させる (75.0) 64.7
- 2 リサイクル素材の含有率やエネルギー消費量など、具体的な数値で表示し、情報提供を進める (30.7) 21.6
- 3 様々な視点からより多くの情報が提供されるよう、国や地方公共団体が幅広く団体や事業者の取組を支援・促進する (39.3) 24.0
- 4 類似の製品との比較検討が容易になるように、環境にやさしいかどうかに関する情報の比較方法や表現方法の標準化・共通化を進める (50.7) 26.5
- 5 再生素材の使用、生産に必要なエネルギー、廃棄された後のリサイクルのしやすさ、廃棄された際の環境への影響など、環境への優しさの程度を示す様々な項目について総合的に情報提供を進める (39.3) 33.3
- 6 様々なマークや情報があり混乱しているので、マークや情報の信頼性をチェックする仕組みを設ける (31.4) 28.6
- 7 その他() (2.9) 0.3
- 8 要望することはない (0.0) 3.9
- 9 わからない (2.1) 7.0

その他

問 23 県では、循環型社会を形成していくため、各種施策に取り組んでいるところですが、ごみの減量・再資源化等を進めていくにあたって、何かアイデアやご意見、また県や市町村に対する要望などがありましたら、御自由にお書きください。

<141人中、78人記載>

主なもの（複数、同趣旨の意見のあったもの）を列記すると

- ・生活様式を見直すべき（9人）
- ・昔の生活の知恵を活かすべき（5人）
具体的には、買い物かご（袋）の持参
布オムツの使用 など
- ・メーカーや販売店の努力が必要（4人）
- ・修理ができるように、交換部品を保有しておくべき（3人）
- ・何でもトレイやパックに入れすぎ（5人）
- ・過剰包装が多いので改善すべき（3人）
- ・子供の時から、また大人に対しても、意識教育を行うべき（11人）
その手段として、ビデオがあったらよい
施設や企業を見学する機会を増やす
ゴミの量の測定・記録 など
- ・行政職員の意識改革も必要（3人）
- ・情報の開示をもっと行うべき（3人）
具体的には、ゴミ処理にかかる費用
リサイクル結果
ゴミが減ることによるメリット など
- ・ゴミ処理費用の有料化を行うべき（5人）
- ・ゴミの出し方が高齢者等にはわかりにくいので、もっと説明が必要（8人）
- ・市町村によって分別区分がバラバラなので統一すべき（6人）
- ・市町村まかせでなく、県も一緒にゴミの減量・資源化に取り組むべき（3人）
- ・資源ゴミの回収場所をもっと増やすべき（2人）
例えば、コンビニの活用
- ・使える粗大ゴミを売買するフリーマーケットがあればよい（3人）
- ・生ゴミの堆肥化（資源化）を進めるべき（6人）
- ・生ゴミ処理機の補助をもっとすべき（2人）
- ・不法投棄が後を絶たないので厳正に対処してほしい（9人）
- ・ポイ捨てが目につくので、なんとかしてほしい（3人）

最後に、御回答を統計的に分析するために、あなた自身のことについてお尋ねします。

質問に対し、該当する番号を で囲んでください。

問1 あなたの性別は。	県	国
1 男	(47.9)	44.4
2 女	(52.1)	55.6

問2 あなたの年齢は満でいくつですか。	県	国
1 20～29歳	(11.4)	9.9
2 30～39歳	(17.9)	14.7
3 40～49歳	(18.6)	16.0
4 50～59歳	(24.3)	22.7
5 60～69歳	(20.0)	20.9
6 70歳以上	(7.9)	15.7

問3 あなたの御職業は何ですか。	県	国
1 農林水産業	(16.4)	5.8
2 商工・サービス業	(9.3)	11.7
3 自由業	(4.3)	0.9
4 事務・技能職	(20.0)	38.7
5 販売・サービス職	(9.3)	-
6 主婦、無職その他	(40.7)	43.0

問4 現在、同居している御家族は、あなたを含めて何人ですか。	県	国
1 1人	(7.1)	6.0
2 2人	(26.4)	23.8
3 3人	(17.9)	22.8
4 4人	(19.3)	21.9
5 5人	(17.1)	13.1
6 6人	(7.1)	7.9
7 7人以上	(5.0)	4.6

問5 お住まいの市町村名を御記入ください。

()市/町/村 141人

(西条管内 28、今治管内 23、松山管内 48、八幡浜管内 23、宇和島管内 19人)

事業者及び市町村へのアンケート・ヒアリング(平成 16 年度実施)

[アンケート調査結果]

「えひめ循環型社会推進計画」の改訂に当たり、事業所及び小売店におけるリサイクルへの取り組みや再生資源の利用状況等について、平成 16 年 8 月にアンケート調査を行った。

調査対象及び回収率

1. 調査対象

基本計画策定時に行ったアンケート調査の結果と対比するため、業種、地域のバランスを考慮して抽出した前回の対象事業所・小売店を対象とした。

〔事業所アンケート対象の抽出状況〕

(事業所数)

業 種	宇摩地区	新居浜・ 西条地区	今治地区	松山地区	八幡浜・ 大洲地区	宇和島 地区	業種別 計
建設業				30			30
食料品製造業		4			20	9	33
水産食料品製造業					10	15	25
繊維工業			14				14
衣服・その他の繊維製品製造業			14				14
パルプ・紙・紙加工品製造業	45						45
化学工業		23					23
舗装材料製造業		4			3		7
窯業・土石製品製造業				10	14	8	32
非鉄金属製造業		7					7
一般機械器具製造業		2		28			30
電気機械器具製造業		4		29		6	39
輸送用機械器具製造業			30			6	36
地区別計	45	44	58	97	47	44	335

前回調査対象から廃業等を除いた数

2. アンケートの回収率

アンケートの回収率は、事業所アンケートが 45.1%、小売店アンケートが 37.6%で、いずれも前回調査時の回答率を上回っている。

区 分		発送数	回答数	回収率
事業所アンケート	前回	355	131	36.9%
	今回	335	151	45.1%
小売店アンケート	前回	105	36	34.3%
	今回	93	35	37.6%

事業所アンケート

1. 回答事業所の概要

(1) 業種別の回答状況

(回答事業所数)

業 種	前回	今回
建設業	22	26
食料品製造業	12	11
水産食料品製造業	5	9
繊維工業	3	3
衣服・その他の繊維製品製造業	4	4
パルプ・紙・紙加工品製造業	15	20
化学工業	6	7
舗装材料製造業	2	14
窯業・土石製品製造業	16	7
非鉄金属製造業	5	5
一般機械器具製造業	17	16
電気機械器具製造業	12	13
輸送用機械器具製造業	10	11
その他	0	5
無回答	2	0
合 計	131	151

(2) 回答事業所の規模別割合

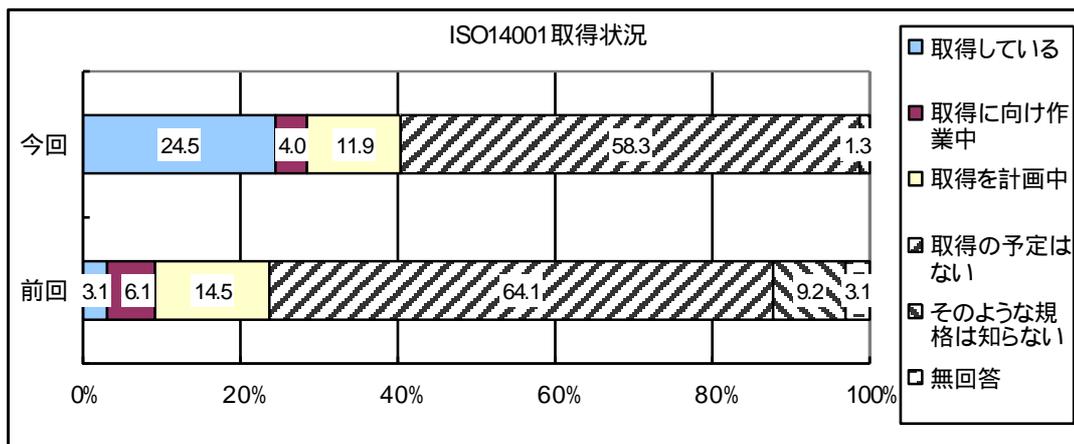
(%)

従業員数	前回	今回
1～4人	3.1	2.0
5～9人	3.1	4.6
10～19人	12.2	7.9
20～29人	9.9	11.3
30～49人	16.0	17.9
50～99人	23.7	23.2
100～199人	18.3	19.9
200～299人	5.3	5.3
300人以上	7.6	7.9
回答なし	0.8	0.0
合 計	100.0	100.0

2. 取組みに関する調査結果

(1) ISO14001 の取得状況

ISO14001 取得事業所の割合が 24.5%となり、前回調査時と比べて 21.4ポイント上昇している。



(2) 環境配慮型製品の積極購入（グリーン購入）について

事業所における取組み状況

(%)

項目	前回	今回
一般品より高価格でも積極的に購入している	-	6.6
一般品と同程度の価格であれば購入している	-	59.6
一般品より低価格であれば購入している	-	10.6
特に意識していない	-	21.9
無回答	-	1.3

グリーン購入の支障として考えられるもの

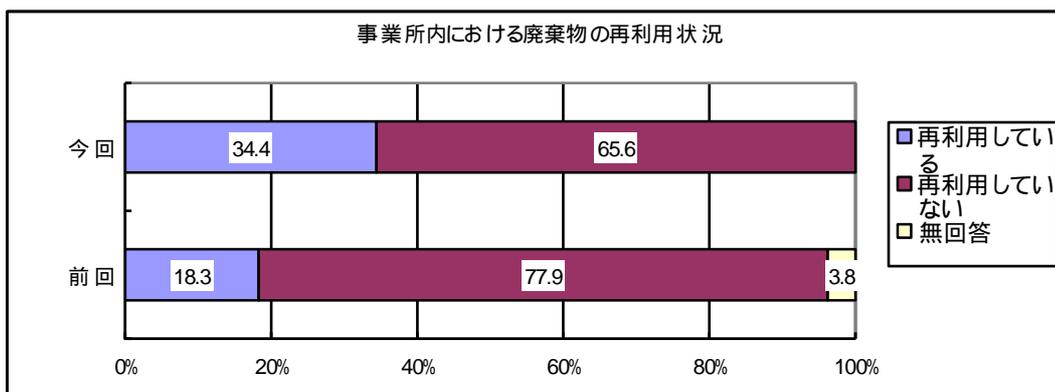
(件数)

項目	前回	今回
取引先が該当製品を取り扱っていない	-	11
情報不足で、環境に優しいかどうか判断ができない	-	41
一般の製品より割高である	-	47
一般の製品と比較して性能面での不安を感じる	-	7
特になし	-	40
その他	-	2

複数回答事業所あり

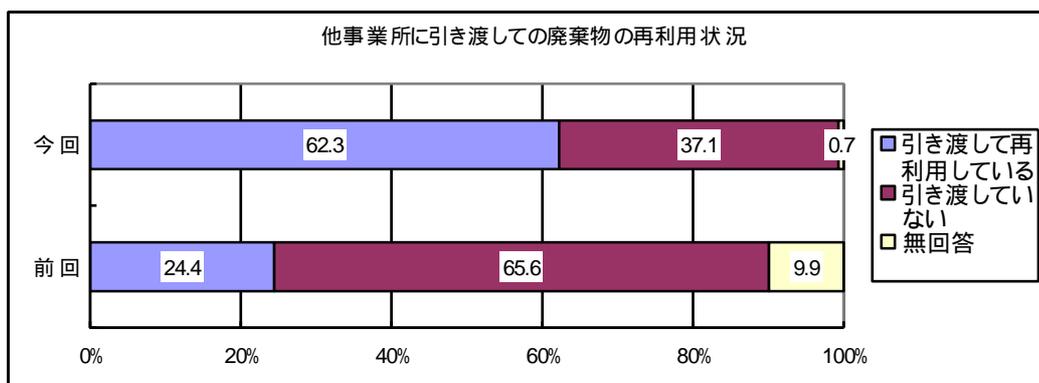
(3) 自社内での廃棄物の再利用状況

事業所内で発生する廃棄物を、自社内で再利用している割合は 34.4%で、前回調査時と比べて 16.1 ポイント上昇している。



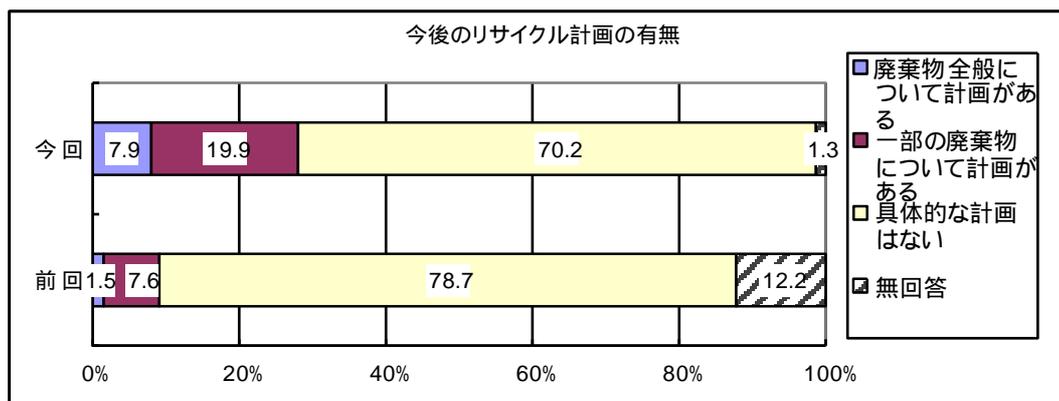
(4) 他事業所に引き渡しての廃棄物の再利用状況

事業所で発生する廃棄物を、他の事業所に引き渡して再利用している割合は 62.3%で、前回調査時と比べて 37.9 ポイント上昇している。



(5) 廃棄物等に関する今後のリサイクル計画の有無

何らかの計画がある事業所の割合が 27.8%で、前回調査時と比べて 18.7ポイント上昇している。



(6) 事業所でリサイクルに取り組むに当たっての課題

リサイクルにかかるコストが課題と回答した事業所が最も多く 93 件となっている。

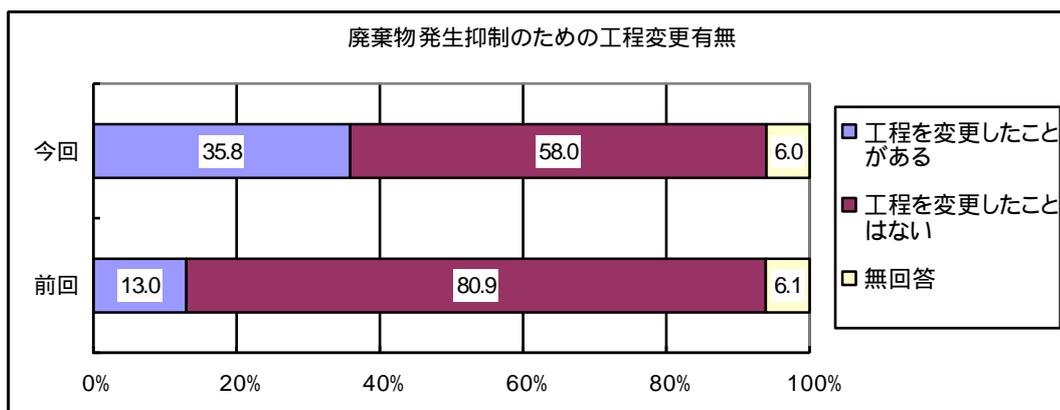
項 目	(件数)	
	前回	今回
リサイクルのためのコストがかかる	61	93
一事業所では効率的な再資源化が困難である	40	34
再生品の需要が低い	31	29
リサイクルするための技術・情報が無い	29	32
廃棄物の分別を徹底することが難しい	22	40
再生品の物流にコストがかかる	17	28
再生品流通の仕組みが整備されていない	16	26
再生品の品質が一定でない	12	24
企業機密が漏洩するおそれがある	3	3
従業員の意識が十分でない	2	8
その他	13	3
無回答	8	14

複数回答事業所あり

(7) 廃棄物発生抑制のための工程変更について

工程変更実施の有無

事業所から発生する廃棄物の発生を抑制するために、製造ラインの変更等を行ったことがある事業所の割合は35.8%で、前回調査時と比べて22.8ポイント上昇している。



実施に当たっての課題

(件数)

区 分	前回	今回
変更にかかる費用がかかりすぎる	52	35
変更のための技術・情報がない	38	19
変更前と同様の製品ができるかどうか不安	18	10
変更を検討するための人材が不足	11	11
変更のために長期間製造ラインの停止が必要	7	11
その他	26	3

複数回答事業所あり

工程変更以外の環境配慮取組み事例

(件数)

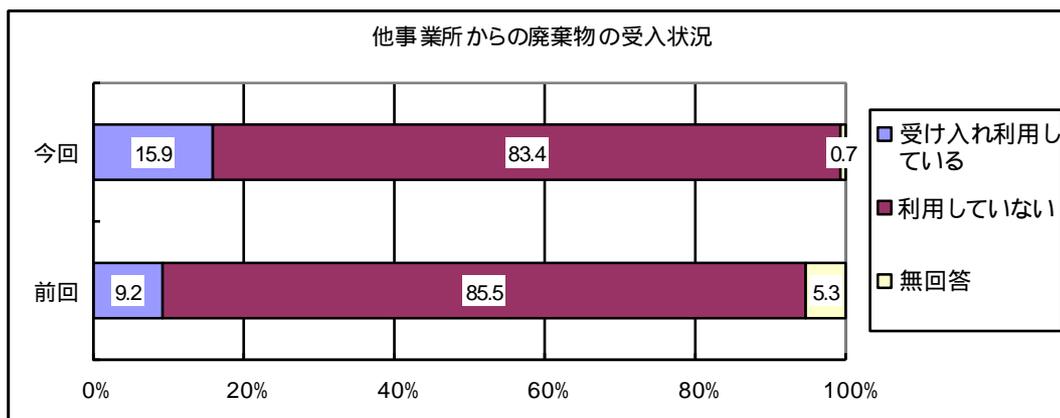
区 分	前回	今回
設計見直し等による生産性の向上	-	18
飛散等によりロスする原材料の集積	-	1
長寿命機器の導入	-	7
ペーパーレス化の促進	-	30
リサイクルルートの模索	-	14
その他	-	2

複数回答事業所あり

(8) 他の事業所で発生した廃棄物の受入について

原材料や燃料としての受入の有無

他事業所で発生した廃棄物を、原料などとして利用するために受け入れている事業所は 15.9%で、前回調査時と比べて 6.7 ポイント上昇している。



受入に当たっての課題

(件数)

区 分	前回	今回
再生資源受入のための技術・情報が無い	40	28
企画や品質保証制度が未整備	28	17
再生資源は品質が安定していない	27	35
バージン原材料よりも高い	24	19
再生資源が量的に安定供給されない	20	23
再生資源は納期が不安定である	3	9
その他	21	8

複数回答事業所あり

(9) 物流資材に関するリサイクルについて

物流資材リサイクル実施の有無

55%の事業所が、使用後の梱包材などをリサイクルしている。

(%)

区 分	前回	今回
行っている	-	55.0
行っていない	-	41.1
無回答	-	4.0

端数処理の関係で合計が100%にならない

実施に当たっての課題

(件数)

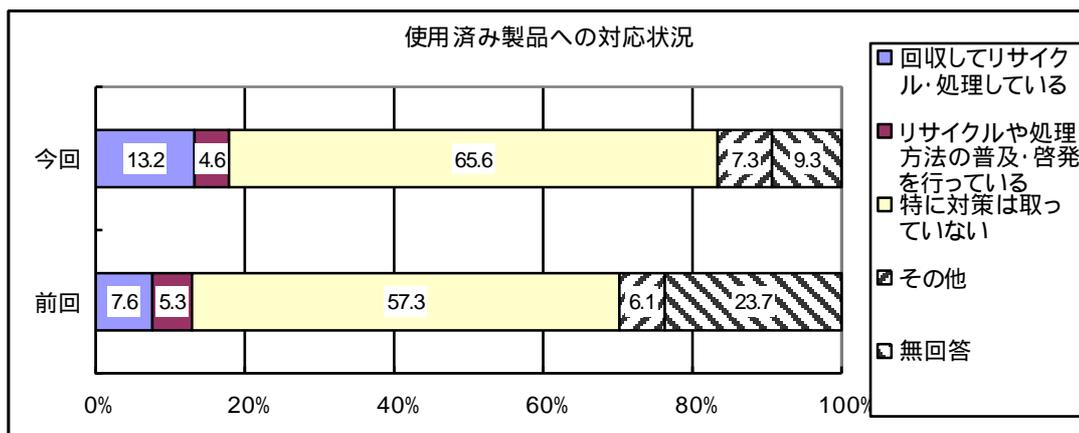
区 分	前回	今回
リサイクルする用途や委託業者がない	47	12
納入業者の協力が得られない	27	13
業者に引き渡すまでの保管場所がない	26	19
製造コストが高くなる	25	26
人件費がかかりすぎる	21	21
物流ルートや物流車輛の手配が困難	15	18
客先の理解が得られない	13	13
その他	9	6

複数回答事業所あり

(10) 使用済み製品に対する対応について

使用済み製品の回収・リサイクル等の対応の有無

使用済み製品を消費者から回収してリサイクルしている事業所が 13.2%で、前回調査時と比べて 5.6 ポイント上昇している。



「特に対策は取っていない」には、対応可能な製品を取扱っていない事業所の回答が含まれている可能性あり

対応に当たっての課題

(件数)

	前回	今回
再商品化・再資源化にコストがかかる	29	18
ルート構築・維持管理にコストがかかる	20	15
品質保証に関する制度が整備されていない	17	13
価格相場の変動により回収ルートが機能しない	4	0
その他	20	8

複数回答事業所あり

(11) 企画・設計段階におけるリサイクルへの配慮について

リサイクル配慮への取組み状況 (%)

区 分	前回	今回
製品の企画・設計段階でリサイクルに配慮している	-	24.5
現在、実施してはいないが、計画はある	-	9.9
現在、実施していないし、する予定もない	-	56.3
無回答	-	9.3

取組みに当たった課題 (件数)

区 分	前回	今回
そのような企画・設計に関する技術が無い	26	16
考慮しても使用済み製品を回収する手段が無い	25	26
リサイクルを考慮すると製造コストが上昇する	20	29
その他	19	7

(12) オフィスごみのリサイクルへの取組みについて

事業所における取組み状況 (%)

区 分	前回	今回
リサイクルしている	-	75.5
現在、リサイクルはしていないが、計画はある	-	6.0
リサイクルしていないし、計画もない	-	17.2
無回答	-	1.3

取組みに当たった課題 (件数)

区 分	前回	今回
リサイクルしてくれる業者の情報がない	26	34
分別回収して保管する場所がない	25	17
分別の徹底が難しい	20	32
従業員のリサイクル意識が低い	19	18
分別回収する手間がかかりすぎる	14	34
相場の変動により業者が安定して引き取らない	12	6
その他	8	9

複数回答事業所あり

(13) 環境報告書について

事業所における作成状況

(%)

区 分	前回	今回
作成・公表している	-	17.2
作成しているが、公表には至っていない	-	1.3
環境報告書というものを知ってはいるが未作成	-	29.8
よく知らない	-	50.3
無回答	-	1.3

端数処理の関係で合計が100%にならない

環境報告書を作成する目的

(件数)

区 分	前回	今回
事業者としての社会的責務を果たすため	-	24
近年の環境意識の高まりによる	-	17
事業所の自主的な環境活動を促進するため	-	16
社会からの信頼を得るため	-	13
消費者とのコミュニケーションを促進するため	-	6
競合企業との差別化	-	2
消費者からの要望	-	1
その他	-	0

複数回答事業所あり

作成に当たっての課題

(件数)

区 分	前回	今回
作成・公表後もフォローしていく人材が必要となる	-	7
多額のコストが必要である	-	4
どの程度の内容を盛り込めばよいのか判断が難しい	-	3
技術・ノウハウを持った人材が不足している	-	3
現段階では、消費者の関心がそれほど高くない	-	2
その他	-	1

複数回答事業所あり

(14) 行政に期待する環境ビジネス支援制度

行政に期待する環境ビジネスの支援制度としては、「環境対策経費への補助金制度」、「環境配慮事業所への税優遇制度」、「相談及び情報提供窓口の設置」が多数であった。

(件数)

区 分	前回	今回
環境対策経費への補助金制度	-	57
環境配慮事業所への税優遇制度	-	57
相談及び情報提供窓口の設置	-	56
優良事業所の認定制度	-	23
環境対策経費の貸付制度	-	9
環境対策経費借入りに係る利子補給制度	-	1
その他	-	3

複数回答事業所あり

小売店アンケート

1. 回答小売店の概要

(1) 回答小売店の規模別割合

(%)

従業員数	前回	今回
1～4人	11.1	5.7
5～9人	8.3	11.4
10～19人	16.7	5.7
20～29人	11.1	0.0
30～49人	5.6	11.4
50～99人	11.1	8.6
100～199人	2.8	11.4
200～299人	8.3	20.0
300人以上	25.0	25.7
合 計	100.0	100.0

端数処理の関係で合計が合わないことがある

(2) 環境問題担当従業員員の配置状況

(%)

区 分	前回	今回
環境問題選任の部署を設けている	-	2.9
環境問題を他業務と兼務する部署を設けている	-	0.0
環境問題専任の従業員がいる	-	5.7
環境問題を他業務と兼務する従業員がいる	-	25.7
環境問題を担当する従業員はいない	-	60.0
無回答	-	5.7
合 計	-	100.0

2. 取組みに関する調査結果

(1) 従業員に対する環境教育について

環境教育実施の有無

(%)

区 分	前回	今回
行っている	-	40.0
行っていない	-	57.1
無回答	-	2.9

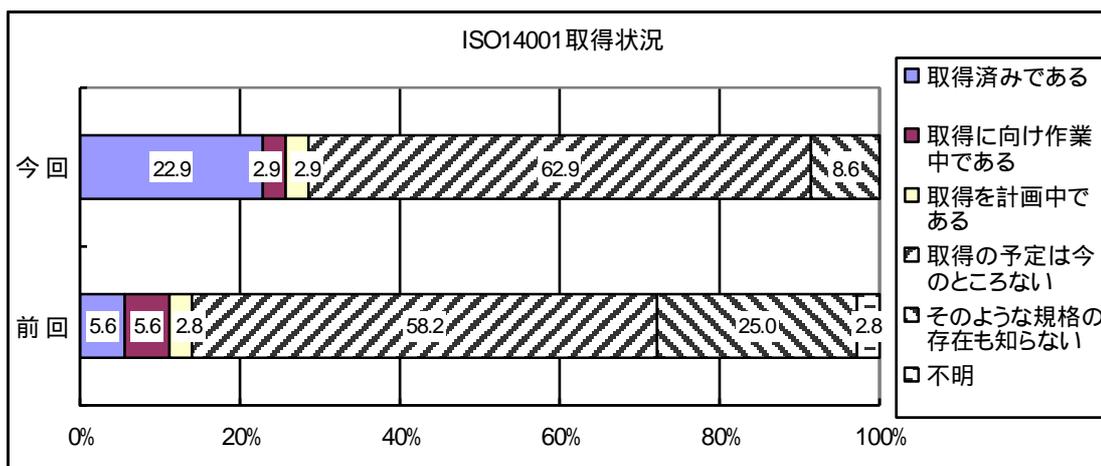
環境教育の実施形態

(件数)

区 分	前回	今回
職場内の環境担当職員による店舗内研修等	-	10
外部から専門家を招聘	-	3
外部研修等への参加	-	2
その他	-	6

(2) ISO14001 の取得状況

ISO14001 を取得済みの小売店は 22.9% で、前回調査時と比べて 17.3 ポイント上昇している。



(3) 環境配慮型製品の積極購入（グリーン購入）について
小売店における取組み状況

(%)

区 分	前回	今回
一般の製品より高価格でも積極的に環境に優しい製品を購入している	-	11.4
一般の製品と同程度の価格であれば環境に優しい製品を購入している	-	54.3
一般の製品より低価格であれば環境に優しい製品を購入している	-	5.7
特に意識していない	-	20.0
無回答	-	8.6

グリーン購入の支障として考えられるもの

(件数)

区 分	前回	今回
情報が足りないため環境に優しいかどうか判断ができない	-	13
一般の製品より割高である	-	8
取引先が該当製品を取扱っていない	-	4
一般の製品と比較して性能面での不安を感じる	-	1
特になし	-	13
その他	-	2

複数回答小売店あり

(4) 店頭における環境配慮商品の取扱量について

以前に比べて取扱量が増加した商品

(件数)

区 分	前回	今回
再生紙を利用した商品		
トイレットペーパー	-	21
ティッシュペーパー	-	14
ノート・OA用紙	-	12
キッチンペーパー	-	5
その他	-	2
再生プラスチックを利用した商品		
台所用水切りネット	-	15
ボールペン・シャープペン	-	10
洋服ハンガー	-	2
その他	-	2
詰め替え型商品		
食器用洗剤	-	23
シャンプー・リンス	-	20
洗濯用洗剤	-	18
トイレ用使い捨てぞうきん	-	14
ウェットティッシュ	-	11
その他	-	1

複数回答小売店あり

取扱いが増加した理由

(件数)

区 分	前回	今回
環境配慮型商品に対する需要が増えた	-	15
メーカーが生産に力を入れ物流量が増えた	-	12
環境配慮型商品が一般品より品質が良くなった	-	4
会社(店)の方針	-	3
環境配慮型商品の仕入れ価格が一般品より安くなった	-	1
学校等で利用するものとして指定された	-	0
その他	-	3

複数回答小売店あり

以前は取り扱っていたが取扱わなくなった商品 (件数)

区 分	前回	今回
再生紙を利用した商品		
ノート・OA用紙	-	1
トイレトペーパー	-	0
ティッシュペーパー	-	0
キッチンペーパー	-	0
その他	-	0
再生プラスチックを利用した商品		
ボールペン・シャープペン	-	0
洋服ハンガー	-	0
台所用水切りネット	-	0
その他	-	1
詰め替え型商品		
食器用洗剤	-	1
洗濯用洗剤	-	1
シャンプー・リンス	-	1
ボディソープ	-	0
ウェットティッシュ	-	0
トイレ用使い捨てぞうきん	-	0
その他	-	0

複数回答小売店あり

取り扱わなくなった理由 (件数)

区 分	前回	今回
再生紙を利用した商品		
消費者が選択しない	-	0
仕入れ価格が高い	-	0
品質が悪い	-	0
その他	-	1
再生プラスチックを利用した商品		
消費者が選択しない	-	1
品質が悪い	-	1
仕入れ価格が高い	-	0
その他	-	0
詰め替え型商品		
仕入れ価格が高い	-	1
消費者が選択しない	-	0
品質が悪い	-	0
その他	-	1

複数回答小売店あり

特定の商品そのものを店頭で取扱わなくなった事例を含む

(5) 環境配慮商品の販売に当たっての課題について

再生紙を利用した商品

(件数)

区 分	前回	今回
消費者の意識が再生品を選択するに至っていない	18	20
再生紙を利用したものは、仕入れ価格が割高である	17	20
再生紙を利用したものは、一般品に比べ品質が劣る	8	6
学校等の公的機関で指定されていない	1	2
メーカーが再生紙利用商品の出荷に消極的である	1	3
その他	5	0

複数回答小売店あり

再生プラスチックを利用した商品

(件数)

区 分	前回	今回
消費者の意識が再生品を選択するに至っていない	20	18
デザインや色に制限があり販売しにくい	10	13
学校等の公的機関で指定されていない	7	0
消費者の認知度が低い	3	11
メーカーが再生プラ利用商品の出荷に消極的である	1	5
その他	4	0

複数回答小売店あり

詰め替え型商品

(件数)

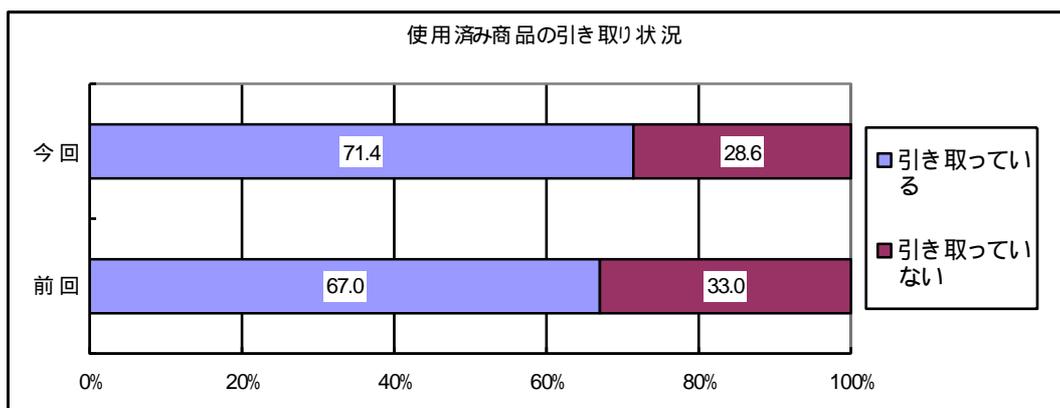
区 分	前回	今回
詰め替え型対応になっている商品の種類が少ない	14	13
消費者の環境意識が詰め替え型商品を選択するに至っていない	11	6
詰め替えの手間がかかるので消費者に受け入れられにくい	6	3
詰め替え型商品は陳列しにくい	3	5
メーカーが詰め替え型商品の出荷に消極的である	1	2
ボトルが汚れやすいので消費者に受け入れられにくい	1	2
特になし	6	12
その他	2	3

複数回答小売店あり

(6) 使用済み商品の引き取りについて

使用済み商品引き取りの有無

使用済み商品を消費者から引き取っている小売店の割合 71.4%で、前回調査時と比べて4.4ポイント上昇している。



「引き取っていない」に対応可能な商品を取扱っていない小売店の回答あり

引き取っている使用済み商品の種類 (件数)

区 分	前回	今回
発泡スチロールのトレイ	15	19
ビールびん	14	12
飲料用紙パック	9	16
一升びん	9	11
乾電池	6	11
アルミ缶	5	11
スチール缶	4	8
電気製品	4	8
その他のびん	3	4
家具、じゅうたん等	3	3
段ボール	3	2
PET ボトル	2	4
紙袋、包装紙	2	1
古紙	2	0
紙箱	1	0
衣類、古布、ふとん等	1	0
使用済み食用油	-	1
その他	3	3

複数回答小売店あり

使用済み商品引き取りに当たっての課題 (件数)

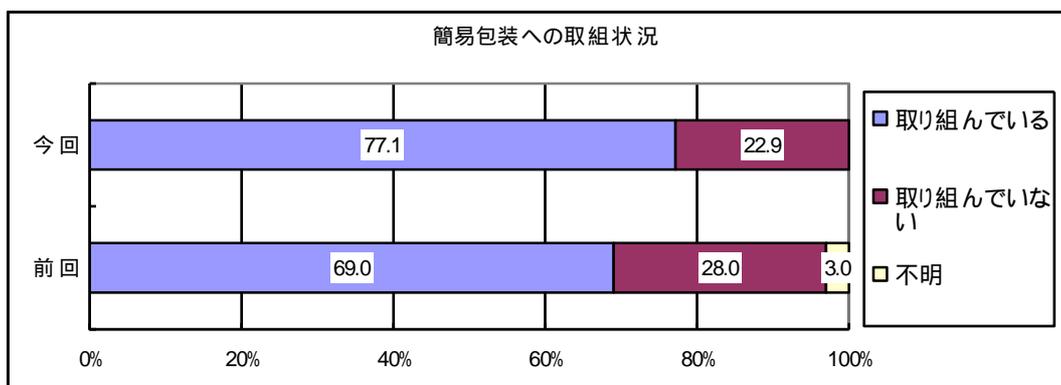
区 分	前回	今回
引き取ったものをリサイクルするルートがない	16	9
引き取ったものを保管しておく場所がない	12	15
きちんと分別されない状態で持ち込まれる	11	14
引き取ったものに異物が付着している	10	17
分別・洗浄・保管に手間とコストがかかる	9	9
引き取ったものの需要が不安定である	3	0
メーカーが分別しやすい製品設計を行っていない	0	0
その他	4	3

複数回答小売店あり

(7) 商品の簡易包装について

簡易包装取組みの有無

商品の簡易包装に取り組んでいる小売店の割合は 77.1%で、前回調査時と比べて 8.1 ポイント上昇している。



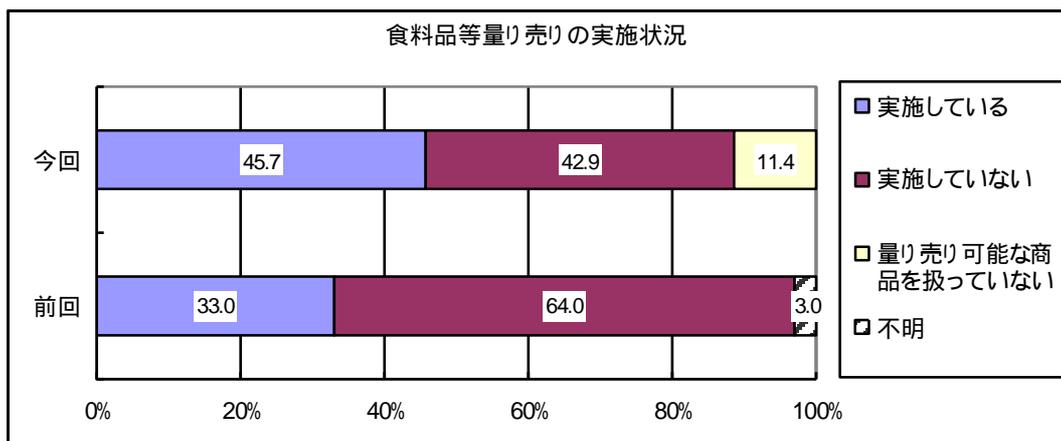
簡易包装取組みに当たっての課題 (%)

区 分	前回	今回
簡易包装に対する消費者の理解が不十分	33.0	22.0
製品保護や衛生管理のためなじまない商品がある	31.0	43.9
贈答品などは簡易包装になじまない	19.0	31.7
その他	6.0	2.4
不明	11.0	0.0

(8) 食料品等の量り売りについて

量り売り実施の有無

肉や魚などを消費者の必要量に応じた量り売りで対応している小売店の割合は45.7%で、前回調査時と比べて12.7ポイント上昇している。



(9) 量り売り実施に当たっての課題

(件数)

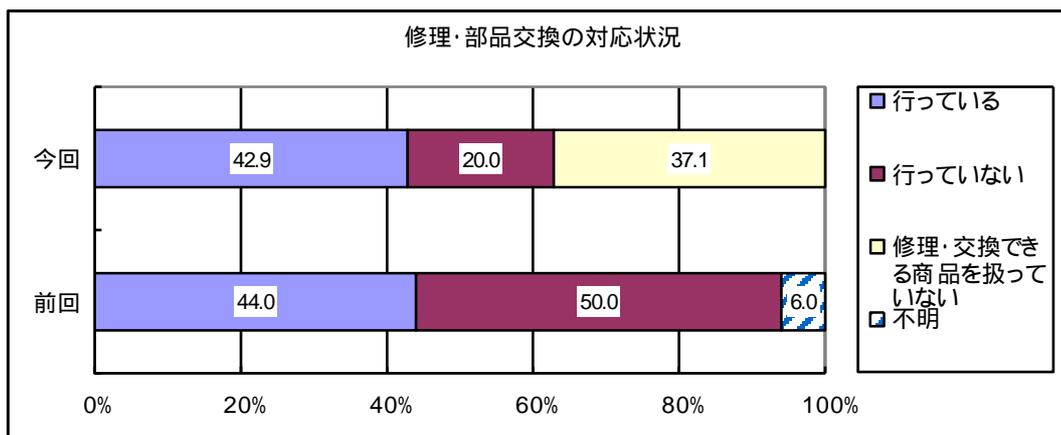
区 分	前回	今回
消費者に買い物袋や容器を持参してもらうのは難しい	16	10
衛生管理の面で難しい	11	13
量り売りには時間がかかり混雑時の対応ができない	11	12
量り売りに対応する人手を用意するとコストがかかる	9	16
パッケージされた状態で納品されるため対応できない	5	4
その他	2	3

複数回答小売店あり

(10) 販売した商品の修理・部品交換について

販売済み商品に対する修理等対応の有無

販売した商品の故障・劣化に伴う修理・部品交換に対応している小売店は42.9%で、前回調査時と比べて1.1ポイント下降している。



修理・部品交換に対応する商品の種類

(件数)

種 類	前回	今回
家電製品	11	14
時計・めがね	9	11
靴・かばん	8	7
家具	6	2
衣料品	3	6
パソコン	2	3
その他	2	0

複数回答小売店あり

修理・部品交換対応に当たっての課題

(件数)

区 分	前回	今回
修理等にかかる費用が高く新品販売の方が安い	13	13
修理等をできる人材がいない	8	13
修理等に手間がかかる割に利益が薄い	5	4
メーカーからの関連情報が提供されない	5	2
対応してくれるメーカーの窓口がない	4	1
修理等に時間を要するが消費者を待たせられない	4	7
修理等の代金支払いに抵抗を感じる消費者が多い	2	6
その他	4	1

複数回答小売店あり

(11) 行政に期待する環境ビジネス支援制度

小売店が、行政に期待する環境ビジネスの支援制度としては、「環境対策経費への補助金制度」、「相談及び情報提供窓口の設置」が多数であった。

(件数)

区 分	前回	今回
環境対策経費への補助金制度	-	22
相談及び情報提供窓口の設置	-	14
優良店の認定制度	-	5
環境対策経費借入りに係る利子補給制度	-	1
環境対策経費の貸付制度	-	1
その他	-	2

複数回答小売店あり

[ヒアリング結果]

「えひめ循環型社会推進計画」の改訂に当たって、事業所及び市町村に対して廃棄物の処理状況等に関するヒアリングを実施した。

事業所ヒアリング

1. 実施時期

平成 16 年 9 月

2. 対象事業所

東・中・南予地区から各 1 事業所

東予地区：パルプ・紙・紙加工品製造業

中予地区：化学工業

南予地区：食料品製造業

3. ヒアリング結果

(1) 廃棄物処理に関する課題

- ・再利用の用途や技術はかなり確立されているが、発生量があまりに膨大で、市場のニーズが追いつかない。
- ・排出物の中に再生処理が困難かつ不燃性のプラスチックがあり、現在のところ埋め立て以外の処理方法がない。
- ・包装資材廃棄物については、最終的に焼却処分されており、現在のところ再利用の手段がない。

(2) 事業所として特に取り組んでいること

- ・多数のアイデアを実現すべく、現在、技術研究・試験を行っているが、最近の成果としては、廃棄物を建設資材として再生利用する技術を実用可能な段階にこぎつけた。
- ・海外での植林活動を推進している。
- ・再生利用の方法がない廃プラスチックについて、パソコンの筐体の素材として再利用できる技術開発に取り組んでいる。
- ・本社はもとより、工場単位で環境報告書を作成している。
- ・グリーン購入の推進と ISO14001 の規格に基づき、環境対策に取り組んでいる。
- ・製造工程から発生する不良品については、従業員及び関係業者に安価で販売している。

(4) 行政に対する意見・要望

- ・再生品の需要安定のため、公共工事における利用を促進してほしい。
- ・再生利用推進の取組みは、四国地区や中四国地区など広域的に展開する必要がある。

- ・ 現行の廃棄物処理法は、事業系一般廃棄物の処理責任の所在など、不明確で理解しにくい点が多い。
- ・ 行政による情報提供・相談窓口の設置を望む。
- ・ 再生品の製造には再生加工の工程が必要であるため、その手間の分バージョン製品に比べて価格が高くなるため、何とか解消の手立てを講じてほしい。
- ・ 温暖化ガスの排出規制のような制度を廃棄物についても設ければ実効性が高いのではないか。
- ・ 事業系一般廃棄物についても、市町村による回収を制度化してほしい。

市町村ヒアリング

1. 実施時期

平成 16 年 9 月

2. 対 象

東・中・南予地区から各 1 市

3. ヒアリング結果

(1) 廃棄物処理に関する課題

- ・ 廃家電をリサイクルさせず、ステーションに投棄する住民がいる。
- ・ 家庭ごみと併せて事業系廃棄物を排出する事業者がいる。
- ・ 廃棄物の再生事業者が市内に存在しないため、事業系廃棄物を原則受け入れざるを得ない。

(2) ごみの減量化・リサイクルの推進に関する取組み事例

- ・ ごみカレンダー、ごみ分別ガイドブックを作成・配布している。
- ・ 毎年 1 回、市をあげてのクリーンデーを実施している。
- ・ 校区レベルで配置している「廃棄物減量推進員」制度が、行政と住民とのパイプ役として非常に有効に機能している。
- ・ 小学生を対象としたエコ教室を開催している。
- ・ 地元住民と連携した、ボランティア清掃やリサイクル活動を実践している。
- ・ 中学生の作成した不法投棄防止看板をステーションに設置している。
- ・ ごみ出しのルールに違反して排出されているごみ袋に警告シールを貼付し、排出者に注意を促している。
- ・ 各分野の代表者で構成される「ごみ問題検討委員会」を設置している。

(3) 国・県に対する意見・要望

- ・ 家電リサイクル法に基づくリサイクル費用は、前払いとすべきである。

- ・容器包装リサイクル法は、同じ性状の物でも法の対象物とそれ以外を分別するという点が、住民にとって理解しにくいのではないか。
- ・一般家庭における排出抑制には限界があるため、商品の製造段階や販売時点でごみを出さない取組みが必要である。
- ・子どもの頃から環境教育を行うべきであり、特に、廃棄物処理の現場を直接目にする機会があれば良い。
- ・市町村に対する国や県の補助は、事業が軌道に乗ったら打ち切られてしまい、市町村の自主財源による運営を強いられて困ることがある。
- ・公共用地に不法投棄された廃棄物の処理について、責任の所在が曖昧である。

えひめ循環型社会推進計画評価委員会設置要綱・委員名簿

えひめ循環型社会推進計画評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 「えひめ循環型社会推進計画」(以下「計画」という。)の進捗状況の点検を行うとともに、計画の見直し等を行い、循環型社会の形成促進を図るため、えひめ循環型社会推進計画評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(機能)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の機能を有するものとする。

- (1) 計画の進捗状況に対する評価・助言に関すること。
- (2) 計画の主要施策の実施状況等に対する評価・助言に関すること。
- (3) 計画の改定に対する助言・勧告に関すること。
- (4) その他循環型社会の形成促進を図るため必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱する委員10名以内をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員が互選する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(解散)

第5条 委員会は、その職務を達成したときに解散する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、県民環境部環境局廃棄物対策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年11月16日から施行する。

えひめ循環型社会推進計画評価委員会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	職 名
委員長 稲田 善紀	愛媛大学工学部教授
沖本 政子	日本チェーンストア協会事務局
戒田 節子	南海放送株式会社アナウンサー
小松 洋	松山大学人文学部教授
立川 百恵	生活協同組合コープえひめ顧問
守谷 和久	愛媛県中小企業同友会・環境問題部会長 有限会社えひめ環境会議所代表取締役
吉田 啓二	NPO法人愛媛リサイクル市民の会理事長

えひめ循環型社会推進計画改訂に係るワーキンググループ 設置要領・専門委員名簿

えひめ循環型社会推進計画改訂に係るワーキンググループ設置要領

(設置)

第1 「えひめ循環型社会推進計画」(以下「推進計画」という。)の改訂に当たり、「えひめ循環型社会推進計画評価委員会」(以下「評価委員会」という。)における検討のために必要な資料及び情報の収集並びに素案の作成等を行うため、ワーキンググループを設置する。

(任務)

第2 ワーキンググループの任務は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画改訂のための資料及び情報の収集
- (2) 改訂素案の作成
- (3) 関連する構想・計画等との調整
- (4) その他評価委員会が必要と認める事項

(組織)

第3 ワーキンググループは、班長及び班員をもって構成する。

- 2 班長は、県民環境部環境局循環型社会推進監の職にある者をもって充てる。
- 3 班長は、ワーキンググループの事務を統括する。
- 4 班員は、別表に掲げる職にある者をもって充て、又は依頼する。

(会議)

第4 ワーキンググループの会議は、班長が招集し、議長となる。

(専門委員)

第5 第2の任務に関する専門的事項について指導・助言を得るため、ワーキンググループに専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者の中から知事が委嘱する。

(解散)

第6 ワーキンググループは、その任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第7 ワーキンググループの庶務は、県民環境部環境局廃棄物対策課において処理する。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、班長が定める。

附 則

この要領は、平成16年5月10日から施行する。

別表（第3関係）

県	県民環境部環境局廃棄物対策課計画推進係長 県民環境部環境局廃棄物対策課環境産業振興係長 県民環境部環境局廃棄物対策課一般廃棄物係長 県民環境部環境局廃棄物対策課産業廃棄物指導係長
市	松山市の職員 今治市の職員 八幡浜市の職員

専門委員

（敬称略）

氏 名	職 名
西村 文武	愛媛大学工学部助教授（環境建設工学）
木下 尚樹	愛媛大学工学部助手（環境建設工学）